広報資料(府同時)



令和4年4月14日 京都市文化市民局 担当くらし安全推進部消費生活総合センター 1回 075-366-2250

5月は消費者月間です!

令和4年度消費者月間

オンライン同時開催



若者の未来を考える! 18歳から狙われる消費者被害

「消費者基本法」の前身に当たる「消費者保護基本法」が施行され、昭和63年5月で20周年を迎えたことを機に、国において毎年5月を「消費者月間」と定めています。

これを受け、消費者庁において毎年統一テーマ(裏面参照)が定められ、このテーマの下、消費者、事業者、国や地方公共団体等の行政が一体となり、全国で消費者啓発や学習会などの様々な取組が行われます。

京都市でもこの度、京都府及びNPO法人コンシューマーズ京都との共催により、下記の取組を実施しますので、お知らせします。

記

1 日時

令和4年5月29日(日)午後2時30分~午後4時30分(開場:午後2時)

2 会場

京都経済センター3階 会議室3-F (京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町78番地)

3 内容(予定)

消費者トラブルに巻き込まれないよう,若年者自身がどのようなことに注意すればよいのか,また,周りの大人たちはどのように見守ればよいのか等,成年を迎えた若年者の未来について,講演とパネルディスカッションを通して考えます!

・講演講師 高嶌 英弘 氏 (京都産業大学法学部教授, NPO法人京都消費者契約ネットワーク理事)

4 参加方法

- ① 当日会場での参加 定員50名(参加費無料 先着順)
- ② Zoomウェビナーにてオンラインでの参加
 - ・申込時に記載されたメールアドレス宛てに招待用のURLを送信します。
 - ・通信料は参加者負担となります。

5 申込方法

氏名,電話番号,参加方法(上記①又は②),Zoom招待URLをお送りするメールアドレス(②の場合のみ)を添えて、ホームページ、メール又はFAXでお申し込みください。

【申込期間】令和4年5月1日(日)~5月25日(水)

【申 込 先】NPO法人コンシューマーズ京都

H P: https://consumers-kyoto.net/

FAX : 075 - 251 - 1003

メール: syodanren@mc2. seikyou. ne. jp

件名は「5月29日申込み」とし、上記と同様の事項を記載してください。

以下の二次元コードからも、お申込みできます!



6 主催

京都市、京都府及びNPO法人コンシューマーズ京都

7 問合せ先

京都市文化市民局くらし安全推進部消費生活総合センター TEL: 075-366-2250

8 その他留意事項

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、当日会場での参加の際は、マスクを着用するなど咳エチケット等を心掛けていただくとともに、当日の体調に御配慮いただき、咳や発熱などの症状がある方は参加を御遠慮いただきますようお願いします。

<参考>令和4年度消費者月間統一テーマについて

テーマ

考えよう!大人になるとできること、気を付けること~18歳から大人に~

趣旨

2022年4月1日から成年年齢は18歳になり、「18歳から大人」になります。大人になると、例えば住宅賃貸やクレジットカード等の契約を一人でできるようになると同時に、一度結んだ契約は簡単には取り消せなくなります。できることが増える分、責任も生じることになります。消費者トラブルに巻き込まれないよう、契約は慎重に行い、「だまされない消費者」になることが重要です。

また,自分の消費が社会や世界とつながっており,未来や他者のための行動が最終的により良い社会の形成につながります。これを踏まえ,「今だけ」「ここだけ」「自分だけ」の消費行動から転換し,人や社会,地域などにも配慮した「自分で考える消費者」になることが必要です。

そこで、このようなことについて、周囲の大人も含め、改めて考えるとともに、自分事として捉え、 実践につなげるきっかけとなるよう令和4年度の消費者月間においては、「考えよう!大人になるとで きること、気を付けること~18歳から大人に~」を統一テーマとして掲げます。